

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区新堀一丁目15番7号

氏名 逆瀬川株式会社
代表取締役 谷口 良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 6年12月14日

許可の有効年月日 令和11年12月13日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：中間処理

(2) 中間処理の方法と処分する産業廃棄物の種類

(処分できる産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり)

破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、
コンクリートくず及び陶磁器くず
(水銀使用製品産業廃棄物を含む。)

圧縮 : 金属くず

(以上 6種類)

圧縮・梱包 : 廃プラスチック類

(以上 1種類)

(以上 1種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都墨田区東墨田二丁目9番8号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として8時から18時までとすること。ただし、処理施設の稼働時間は8時間以内とすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 16年 12月 14日 新規許可

令和 6年 12月 14日 更新許可 第4回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

許可番号

第13-20-102956号

2. 事業の用に供する施設

(1) 施設所在地：東京都墨田区東墨田二丁目9番8号（第一工場）

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類	3.04(t/日)	4.87(t/日)	平成16年9月14日		
	紙くず	2.61(t/日)				
	木くず	4.78(t/日)				
	繊維くず	1.04(t/日)				
	金属くず	9.83(t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	8.70(t/日)				
破 碎	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず(廃蛍光灯、廃HIDランプ、廃放電ランプ(いずれも水銀使用製品産業廃棄物)に限る。)	-----	8640(本/日)	平成30年3月22日	-----	-----

(2) 施設所在地：東京都墨田区東墨田二丁目9番8号（第二工場）

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類(廃発泡スチロールに限る。)	0.08(t/日)	-----	令和5年5月2日	-----	-----
圧 縮	金属くず(空き缶、一斗缶に限る。)	2.37(t/日)	-----	令和5年8月8日	-----	-----
圧縮・梱包	廃プラスチック類(廃ペットボトルに限る。)	0.43(t/日)	-----			

(以下余白)